

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める  
意見書について

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書

北海道の林業・木材産業は、山村地域を支える基幹産業として発展し、雇用の確保、地域経済の活性化などに大きく寄与してきました。しかし山村では、人口の減少と高齢化が急速に進みつつあり、近い将来、集落はもとより、自治体の存続が危ぶまれる事態をも想定されています。

また、地球温暖化が深刻な環境問題となっている中で、二酸化炭素を吸収・固定する森林・木材に対し大きな関心と期待が寄せられていますが、我が国においては、化石燃料への依存度が高く、森林や木材が果たす役割はこれまで以上に重要となっています。

このような中、北海道では、森林の公益的機能の維持増進や森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や森林整備加速化・林業再生事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害防止、木造公共施設の整備など、さまざまな取り組みを支援してきたところです。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、こうした取り組みをさらに加速させ、地域の特性に応じた森林の整備・保全を着実に進めるとともに、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化を実現するための施策の充実・強化を図ることが必要です。

よって、国においては次の事項を実現するよう強く要望します。

記

1. 京都議定書第二約束期間における森林吸収量の国際的な参入上限値 3.5%分を最大限確保するため、地球温暖化対策のための税の使途に森林吸収源対策を位置づけるなど、森林整備や木材利用のための安定的な財源を確保すること。
2. 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用安定化を図るため、公共事業である森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。
3. 川上から川下に至る総合的な対策を地域の実情に合わせて柔軟に展開するため森林整備加速化・林業再生対策を恒久化し、財源を確保すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

士 別 市 議 会

(提出先) 内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、  
農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、  
復興大臣、衆議院議長、参議院議長

## 意見書案第 8 号

### 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書について

子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

### 子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を求める意見書

子どもが病気やけがをしたとき医療機関を受診すると、かかった医療費の 3 割（小学校入学前は 2 割）は患者・家族が支払うことになっています。

この負担が、病気にかかりやすい乳幼児、アトピー性皮膚炎やぜんそくなど慢性疾患で継続的な治療が必要な子どものいる家庭にずしりと重くのしかかっています。急に高熱が出たのに手元にお金がなくて病院に行けない事態は、病状が急変しやすい幼い子どもたちにとって命にかかわる問題です。

お金がなくても子どもが医者にかかれるようにと、医療費無料化を求める運動が広がり、北海道でも、道の基準を上回って助成を拡大する市町村は 107 にのぼっています。

子育て世代を応援する医療費助成は、少子化や地方の人口減少に歯止めをかける重要な制度であるだけでなく、子どもの貧困が広がるなか、いよいよ緊急課題になっています。経済的負担が軽くなることで病気の早期発見・治療が可能になり、重症化を防ぎ、医療費を抑制している効果も生まれています。

国の制度を土台に自治体が上乗せすれば、無料化は更に充実させることができます。就学前の医療費を所得制限なしで無料化する国の制度の確立を求めるものです。

また、子ども医療費の窓口負担を軽減している自治体に対し国が罰則（ペナルティー）を科している問題について、政府・厚労相は、検討の場を設ける考えを示しました。独自に無料化努力をしている自治体に対し補助金減額という罰則が科されているため、それを口実に無料化をやめる自治体まで出ています。知事会も廃止を求め続けている道理なき罰則は直ちに中止することを求めます。

よって、国においては、子ども医療費無料化の制度化と国庫負担削減の廃止を強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長

## 意見書案第 9 号

生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書について

生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書を次のとおり提出するものとする。

平成 27 年 9 月 18 日提出

議会運営委員長 井上久嗣

### 生活保護削減及び住宅扶助・冬季加算削減の撤回・中止を求める意見書

安倍内閣は、社会保障拡充のためなどという口実で消費税増税をしながら、生活保護費を相次いで削減し、さらに削減推進を強化しようとしています。今年 7 月からの住宅扶助費の削減強行により、多くの受給者が新たな苦難を強いられています。安い家賃のところへ引っ越すよう求められたり、大家と家賃の話し合いをし、話がまとまらなければ転居することを要請されるケースが相次いでいます。「母子家庭はなかなかアパートを貸してもらえず、子供の学校の近くでやっと今の場所を見つけた。ここから引っ越すとなると子供の通学はどうなるのか」という母親、「長年住み慣れた地域で、顔なじみもたくさんいる。今になってなじみのない地域にはとても行けない」と語る高齢者など受給者の苦悩と不安は深刻です。

乱暴なやり方に批判が広がるなか、厚労省は今年 4 月、見直し実施に当たり、通勤・通学や通院などに支障がある場合は従来どおりの扶助費で、それまでのアパートに住み続けることができるなどの経過措置をとるよう自治体に通知しました。しかし、自治体によっては通知内容を受給者に知らせず、一律に転居を迫るなどの事例が少なくありません。国は自治体任せにせず、生活保護の受給者の権利と利益を優先した対応をするよう徹底すべきです。

住宅扶助費削減は、安倍政権の社会保障削減路線に基づく生活保護大削減の具体化の一環として強行されたものです。2015 年度から 18 年度にかけて総額 190 億円（15 年度は約 30 億円）の住宅扶助費カットは、保護世帯の 3 割に当たる約 44 万世帯にのぼります。すでに食費・光熱水費に当たる生活扶助費の 3 年連続引き下げ（総額 740 億円）が強行され、今年 11 月からは寒冷地の冬季加算の縮減も行われようとしています。北海道など寒冷地では文字通りの命綱であり、これを容赦なく削減することは、受給者の命と健康を削ることに等しいものです。

よって、国においては、住宅扶助費削減を撤回し、冬季加算の削減計画と現在進めている生活扶助費削減を直ちに中止することを強く要望します。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成 27 年 9 月 18 日

士 別 市 議 会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣、衆議院議長、参議院議長